

## 北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施方針

### 1 趣旨

本道の農村は、過疎化・高齢化が進み、コミュニティ機能が脆弱化し、地域の活力の低下が深刻化している。

このような中、農業農村の有する多面的機能を良好に発揮させ、農村の活性化を図るためには、農地や土地改良施設、自然環境、景観、農産物、伝統文化、歴史等の多様な資源を発掘し、地域住民が主体性を持って資源を有効活用して、自然環境や景観の保全・再生、都市との交流の促進、農産物の付加価値化、地域の特色ある食品や料理の開発・普及などの活動を促進するとともに、持続可能な地域づくりを進めるために、地域に愛着を持ち、活性化に意欲を持って取り組もうとする人づくりが必要である。

中山間ふるさと・水と土保全対策事業は、これらの活動を支援することができる有効な事業であるため、この度、道の地域への関わり方や事業の進め方等を示した実施方針を策定し、円滑で効果的な事業の推進を図るとともに、事業の成果を全道に普及して、地域の自立した活性化の取組を促進するものである。

### 2 事業実施対象市町村

中山間地域（過疎地域、振興山村地域、離島振興地域、半島振興地域、特定農山村地域のいずれかの地域が位置する別表に掲げる市町村区域）またはこれらの市町村と一体として事業推進することが効果的な地域及び基金を造成している市町村である。

### 3 事業実施主体

北海道

### 4 事業の内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 地域活動支援事業

多様な地域住民活動を活性化するため、次の取組を行う。

##### ① 地域の現状把握と住民意識の醸成

地域の現状把握と住民の地域づくりへの意欲を醸成するため、地域の資源点検や住民の意識調査、アドバイザーを招いた学習会の開催などを実施する。

##### ② 活動計画の作成

活動によるめざす姿とそれを実現するための活動内容や目標等を定めた3年程度の活動計画を、地域住民が主体となって作成することを支援する。

##### ③ 実践活動

自然環境・景観の保全・再生や都市との交流の促進、農産物の付加価値化、地域の特色ある食品や料理の開発・普及などの多様な活動を支援する。

また、地域マネジメントの視点を持ち、農地、農業用施設、自然環境など様々な地域資源や多様な分野の地域活動、行政等の関係機関、各種事業・制度などの様々な要素を戦略的かつ総合的に動かし、高い効果を上げるような取組を実施する。

#### ④ 活動の評価・検証

次年度以降の活動のステップアップを図るために、地域住民自らが活動の結果を評価・検証することを支援する。

### (2) 研修事業

本事業を効果的に実施するため、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成を行う。

#### ① 北海道ふるさと・水と土指導員の委嘱

北海道ふるさと・水と土指導員設置要領に基づき、北海道ふるさと・水と土指導員（以下「指導員」と言う。）を委嘱し、地域マネジメントの視点を持って地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材を育成する。

#### ② 全国研修会への派遣

ふるさと水と土保全対策本部及びふるさと保全ネットワークが開催する研修会へ指導員等を派遣する。

#### ③ 指導員会及び研修会の開催

指導員相互の情報交換などを行う指導員会及び地域マネジメントの考え方や地域づくりの手法習得などに関する研修会を開催する。

また、中山間地域を中心とする地域の活性化と本事業の効果的な実施及び円滑な事業執行を図るため、地域活動のリーダーや本事業に関係する市町村職員、道職員等を対象にした研修会を開催する。

### (3) 推進事業

事業の円滑な執行と効果的な推進、さらには地域住民活動の拡大を図るため、次の取組を行う。

#### ① 北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会の開催

本事業の効果的な推進に対し有効な助言等を得るために、北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会設置要領に基づき、北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、運営する。

#### ② 啓発・普及活動の実施

市町村や各種活動団体などに対し、様々な機会を利用して、本事業の制度説明や

活動事例の提供等を積極的に行う。

## 5 事業実施等の手続き

(1) 総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）は、地域活動支援事業を実施しようとするときは、別に定める北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業の地域活動支援事業に係る実施要望調書及び活動地区（活動団体）に係る概要調書（以下「実施要望調書等」という。）と地域活動支援事業に係る予算要求書を作成し、本庁に提出する。

なお、地域活動支援事業に係る実施要望調書を作成する際には、委員会等の相談支援を受けることができることとする。

(2) 本庁は、実施要望調書等の提出を受けて、当該事業を実施することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、事業の実施を承認し、その旨を総合振興局等に通知するとともに、委員会へ承認の旨を報告する。

## 6 活動地区及び活動団体への支援方法

総合振興局等と本庁は密接な連携を図り、一体となって事業の効果的な実施に努めるものとする。

また、本事業が終了した地区や団体においても、必要に応じて活動状況のフォローアップなどを行い、持続可能な地域づくりを助長する。

なお、事業の実施に当たっては、指導員の協力を得るとともに、市町村等関係機関との連携を図る。

## 7 他の施策等との連携

本事業の実施に当たっては、事業の効果を向上させる観点から、他事業との役割分担に配慮し、積極的に地域活性化に資する関連施策等との連携を図る。

附則（事業実施計画（平成22年度～平成26年度））

この実施方針は、平成22年4月1日から実施する。

附則（事業実施計画（平成27年度～平成31年度））

この実施方針は、平成27年4月1日から実施する。

## 別表

## 事業実施対象市町村一覧

総合振興局等名	市町村名
石狩 1市1村	<u>石狩市</u> 、新篠津村
渡島 2市9町	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜山 7町	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後志 1市12町 6村	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
空知 9市14町	夕張市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、 <u>岩見沢市</u> 、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
上川 4市14町 2村	<u>旭川市</u> 、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、美瑛町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
留萌 1市6町1村	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷 1市8町 1村	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
十勝 2市13町 1村	<u>北見市</u> 、紋別市、美幌町、大空町、津別町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
胆振 2市7町	登別市、 <u>伊達市</u> 、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
日高 7町	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
十勝 14町1村	士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、更別村、 <u>幕別町</u> 、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路 1市6町1村	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糖町
根室 1市3町	根室市、別海町、標津町、羅臼町
合計	25市、120町、14村 計159市町村

(※下線は、一部指定されている市町村)